

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた学校教育活動の
実施について（通知）

標記について、令和3年10月18日付け青教育第1114号通知で、10月19日から当面の間の学校教育活動の実施について示したところです。その後も全国的に感染状況が落ち着きを見せており、県内の学校での感染拡大も確認されていないことを踏まえ、11月12日（金）から当面の間、学校教育活動の実施に当たっては、下記の点に留意し、感染拡大防止の措置を適切に講じるようお願いします。

各学校におかれては、児童生徒及び保護者、教職員に対し、本通知の内容について周知して下さるようお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 各教科等について

各教科等における学習活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行い、リスクの回避に十分配慮すること。

2 健康安全・体育的行事（健康診断・避難訓練・運動会・球技大会等）の実施について

（1）運動会等の実施に当たっては、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や半日での開催など）の工夫をすること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

また、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせるほか、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

（2）健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮すること。

（3）避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施すること。

3 文化的行事（文化祭・学習発表会等）の実施について

- (1) 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や期間の短縮など）の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

4 旅行・集団宿泊的行事（遠足・修学旅行等）の実施について

- (1) 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えめにすること。
- (2) 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。
なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

5 勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動・地域清掃等）の実施について

- (1) インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることを。
- (2) 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

6 儀式的行事（始業式・終業式・卒業式等）の実施について

- (1) 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。

7 オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

県をまたいだ移動となることから、参加の前後も含めて特に感染防止対策を徹底すること。（令和3年8月27日付け青教育第865号及び青教ス第639号通知の別紙参照）

**緊急のお願い！
新型コロナ感染拡大防止**



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】

○学習指導・学校行事・生徒指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）

○健康管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907（直通）

オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

【参加する前に】

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域への往来は避けること。オンライン等での参加が可能な場合は、参加方法を検討するなど移動については慎重に判断すること。

【参加する前までに】

- ① 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触アプリ「COCOA」を可能であればインストールし、感染者が多い地域では必ず起動させること。
- ② 旅行行程や宿泊先については学校でも必ず把握しておくこと。
* 宿泊先については、可能な限り知人（兄弟等も含む）等の家は避け、ホテル等の個室とするよう助言すること。

【参加した際は】

感染リスクを下げるために

- ① マスクを着用すること。
- ② 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ④ 換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑤ マスクを外す飲食の場所は、特に注意し、宿泊先の自室や3密にならない場所で飲食するなど工夫すること。

【帰ってきたら】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医または県コールセンター（0120-123-801）に、感染症患者と接触した等、心当たりがある場合は下記、受診・相談センターに相談し、指示を仰ぐこと。

▽受診・相談センター

保健所	電話番号	管轄市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市 つがる市 鯨ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市